

白井市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組方針 ～



平成26年7月

白井市通学路安全推進協議会

はじめに

市では、平成24年に全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者等が連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

この関係機関の連携による取組により、一定の効果が得られたことから、平成25年度も引き続き、同様の取組をしました。

また、平成26年度には更なる連携強化を図るため、関係機関からなる「白井市通学路安全推進協議会」を設置し、通学路の安全対策に取り組むこととします。

1. プログラムの目的

上記取組の推進を図るため、この度「白井市交通安全プログラム」を策定し、平成26年度からは、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ることを目的とする。

2. 白井市通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「白井市通学路安全推進協議会」を設置する。

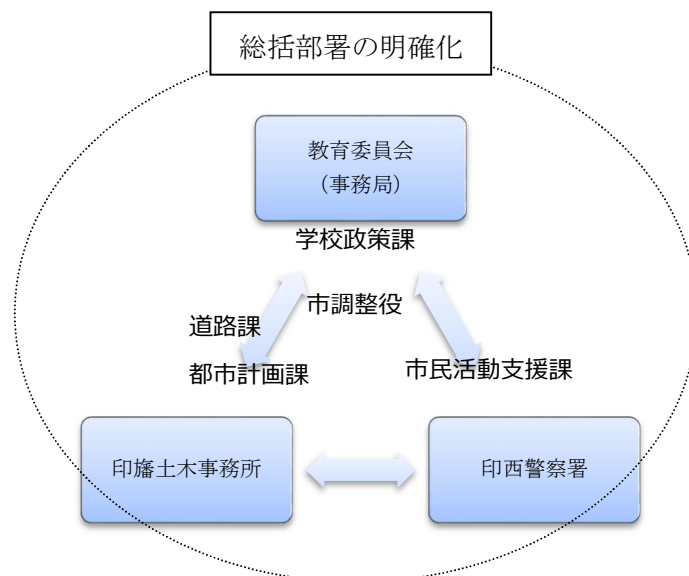
(1) 関係機関

- 千葉県
 - ・印旛土木事務所
 - ・印西警察署交通課
- 白井市
 - ・教育委員会教育部学校政策課
 - ・都市建設部道路課
 - ・市民環境経済部市民活動支援課
 - ・都市建設部都市計画課
- 小・中学校PTA連絡協議会

(2) 議長は、市教育委員会教育部学校教育課職員とする。

(3) 議長は必要に応じ、本協議会を招集する。

(4) 本協議会事務局は市教育委員会教育部学校政策課に置く。



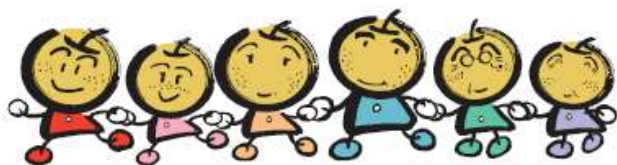
3. 取組方針

(1) 通学路安全確保のためのPDCAサイクル

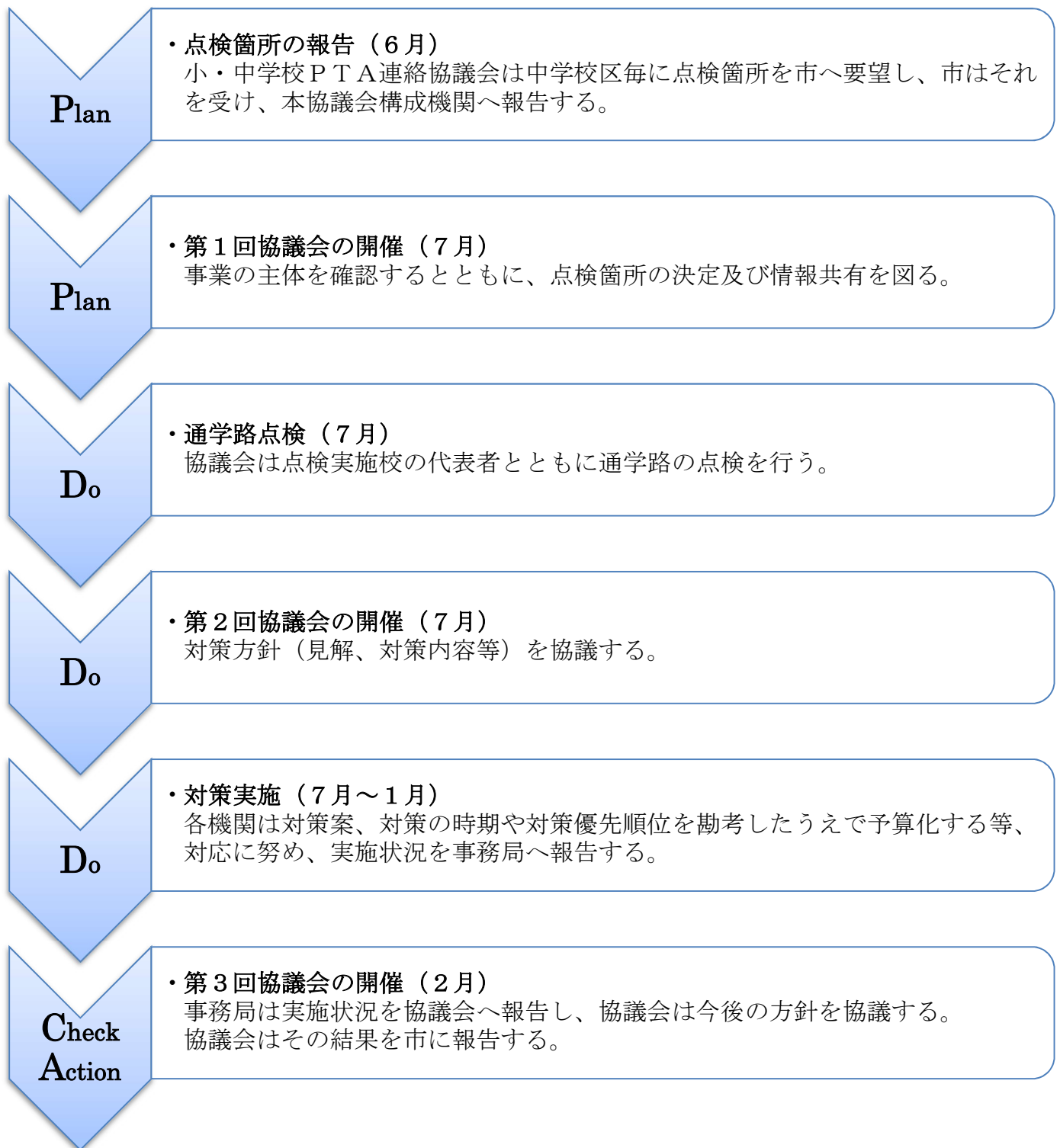
継続的な通学路の安全確保を推進するため、PDCAサイクルにより合同点検を実施するとともにその対策を協議する等、本市通学路の安全性向上を図ります。なお、年度単位でのサイクルとなります。

- | | |
|-------------|---|
| P l a n | <ul style="list-style-type: none">・ 合同点検を1年に1回、中学校区ごとに実施する。・ 小・中学校PTA連絡協議会は、市に点検箇所の要望（様式1）を提出する。市はそれを協議会に報告する。・ 協議会は点検箇所を全体で約15か所（中学校区ごとに2から3か所）程度抽出する。 |
| D o | <ul style="list-style-type: none">・ 点検体制は原則協議会及び学校の教職員の参加により行う。・ 点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置、見守り隊による交通安全教育等、ハード面とソフト面の対策を検討、実施する。・ 各機関は実施状況を事務局へ報告（様式2を準用）する。 |
| C h e c k | <ul style="list-style-type: none">・ 事務局は実施状況を協議会へ報告（様式2）し、情報共有を図る。 |
| A c t i o n | <ul style="list-style-type: none">・ 協議会は、対策内容の改善、充実を図り、来年度の合同点検方針を協議する。・ 協議会は実施状況等を市に報告する。 |

〔白井市通学路安全確保のPDCAサイクル概要〕



(2) 通学路の安全対策実施の流れ



4. 点検箇所等の公表

点検結果や対策内容については、中学校区ごとに箇所図を作成し、本プログラムとともに市のホームページで公表する。